

2014年3月20日

「消費者委員会 食品表示部会 第4回加工食品の表示に関する調査会 資料」
に関するコメントペーパー

日本生活協同組合連合会
品質保証本部
安全政策推進部
鬼武一夫

全体的なコメント

- ・「表示レイアウトおよび文字の大きさ」について詳細な解析をされたことに敬意を表する。
- ・海外やコーデックスでは表示面積及び文字の大きさについて法律上の規定は定めているが、それ以上の規定を定めている事例はない。
- ・消費者庁事務局が食品表示一元化検討会の勧告を受け、今回、「見やすい食品表示の考え方」について、さまざまな視点からの本議案に対する課題を整理された。
- ・しかし、これらは（栄養表示の義務化のこともあり）事業者が行うガイドラインレベルに留め、将来必要になった場合に法律上の規定を定めるべきではなかろうか。
- ・「加工食品における表示基準の統合」については複合原材料の表示方法、原材料名の表示の方法について、一部修正提案が出されているが、消費者が商品を見て比較できる状況を維持するためには事業者が、新しい制度に従い表示する際の具体的なものを示すべき。

1. 加工食品における表示基準の統合について（各論）・・・資料1

（10ページ）論点3-2 原材料名の表示の方法について④（案）

（2）複合原材料（2種類以上の原材料からなる原材料）の表示方法（一部修正あり）

「複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること」を基本ルールとするが、構成する原材料を個々に分割して表示したほうが分かりやすい場合は、構成する原材料を個々に分割して表示することを可能とする。

複合原材料をばらして書くと、（実際は仕入れたものを使っているにもかかわらず）あたかもその複合原材料からこだわりを持ってその事業者が製造しているともとらえることもできる。基本、加工食品品質表示基準Q&A（わかりやすい表示等）問46にしたがい、事業者が使用する状態の原材料を、一般的名称で記載とし、「構成する原材料を個々に分割して表示したほうがわかりやすい場合」において、ばらして書くことができるとすべき（提案文書もそのように書かれているが、確認のため）。

また、その際、事業者がどのようなケースにおいて原材料を個々に分割して表示するのか、「個々に分割して表示したほうがわかりやすい」ケースについて具体的なものを示すべきである。そうでなければ、ひとつの商品でも二つの表記方法があることとなり、消費者が購入する際に比較できないものとなってしまう。

参考) 加工食品品質表示基準 Q&A (わかりやすい表示等)

問 46 において「加工食品の原材料は、最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を、一般的名称で記載することを基本とします。すなわち、中間加工原料を用いて製品を製造した場合には、当該中間加工原料を複合原材料として記載することを基本とする」

参考) 具体的な表示例

粒あんを複合原材料表示

粒あん (砂糖、小豆、食塩、寒天)、小麦粉、砂糖、マーガリン、卵、パン酵母、水あめ、加工油脂、けしの実、乳等を主原料とする食品、食塩、乳化剤、増粘剤 (キサンタンガム)、香料、ビタミン C、(原材料の一部に大豆を含む)

粒あんをばらして表示

小豆、砂糖、小麦粉、マーガリン、卵、パン酵母、水あめ、加工油脂、けしの実、乳等を主原料とする食品、食塩、寒天、乳化剤、増粘剤 (キサンタンガム)、香料、ビタミン C、(原材料の一部に大豆を含む)

(12 ページ・13 ページ) 論点 3-2 原材料名の表示の方法について⑥ (案)

- (a) 同種の原材料 (野菜、魚介類、糖類等) の記載方法について、次のようにまとめ書きができるように、共通のルールとして規定する。(変更あり)
- (b) 複数の加工食品を組み合わせた製品の、構成区分ごとのまとめ書きの記載方法について、次のようにまとめ書きができるように、共通のルールとして規定する。(変更あり)
- (c) 現行、下記の品目で規定されている、砂糖と砂糖混合異性化液糖を使用した場合の記載方法について、次のようにまとめ書きができるように共通のルールに規定 (変更あり)

これまで、限られた個別品質表示基準の中で、同一の表記方法を行い、そのカテゴリにおいて消費者はお店等において、異なる商品を比較して購入することができた。今後はまとめ書きできるようにすることで、事業者の自主で「する」「しない」を決めるのであれば、2種類の表示方法が存在することとなり、消費者は容易に比較することができなくなることも考えられる。事業者が選択する際の一定の判断基準は必要かと思われる。

2. 表示レイアウトおよび文字の大きさについて (案)・・・資料 2

(10 ページ) 5 見やすい食品表示の考え方 (文字の大きさについて)

2 具体的には、現在、文字の大きさは 5.5 ポイント以上と 8 ポイント以上で規定されているが、特に見にくいと考えられる 5.5 ポイント以上の文字の大きさの拡大を検討する。

- 1) 特に見にくい 5.5 ポイント以上の文字の大きさの拡大はわかるが、おそらく、商品の大多数は表示面積 150cm²以上ある 8 ポイントで書かれた商品が圧倒的に多く、今回の提案では消費者 (特に高齢者) が見にくいと考えられる表示の改善につながるのかどうかに関しては疑問を感じる。

であるのであれば、8ポイントの枠を広げるために省略規定を設けて150cm²以下においても8ポイントを可能とする規定の新設や150cm²以上の一定面積以上であれば現状のポイント以上で表示する（義務化が難しいのであれば方向性を示す）などの対応がよいのではないかと。

参考) 平成23年に消費者庁において行われたWEBアンケート

分かりにくい理由は、全ての事項において4割～6割の方が「文字が小さいため」を挙げており、次いで多いのは「商品によって表示の仕方が違うので分かりにくい」で、「消費期限・賞味期限」では51.0%、「栄養成分の強調表示」では41.8%の方が分かりにくいとしている(Q10)。

2) また、「表示可能面積」について定義があいまいであり、この際に再整理をしてもらいたい。

たとえば、瓶詰めやペットボトル、装飾された包装、脱気した包装などQ&Aで十分に解釈できないものもある。

参考) 加工食品品質表示基準Q&A(第1集)(平成24年7月改正)

(問21) 加工食品品質表示基準の「表示可能面積」とはラベル面積もしくは容器または包装の表面積のどちらですか。

(答) 表示可能面積は、容器または包装の形状等によっても異なりますが、表示事項を記載しても判読が困難な部分を除いた容器または包装の表面積をいいます。例えば、包装の重なり部分やキャンディ等の「ひねり」の部分等は表示可能な部分には入りません。従って、容器または包装の表面積から、表示が不可能な部分を差し引いた面積となります。

3) また、消費者庁において行われたWEBアンケート(下)においては、「表示の見やすさ」については文字の小ささだけでなく、「表示事項が多すぎて見つけにくい」「目立たないため見つけにくい」という声もあった。一方、消費者が店頭で商品を購入する際に見る事項として価格について期限表示を見ているという結果もでていた。

消費者の立場に立って、見やすさ、わかりやすさを考えるべき。方向として安全性に係る情報を見やすくする方向性を示すという手もあるのではないかと(大きさ、色調、場所)。

参考) 平成23年に消費者庁において行われたWEBアンケート

容器包装や店頭のPOP等で表示されている事項のうち、消費者が店頭で食品を購入する際に主に見る事項は、「価格」(81.5%)が最も多く、次いで「消費期限・賞味期限」(71.0%)、「商品名」(52.8%)、「一括表示」(43.5%)、「メーカー・ブランド名」(35.6%)の順となった(Q4)。また、知りたい情報を見つけにくいとした理由は、「文字が小さすぎて見つけにくい」「表示事項が多すぎて見つけにくい」の割合が高かった。「消費期限・賞味期限」、「遺伝子組換え表示」、「アレルギー(特定原材料)の表示」については、目立たないため見つけにくいという声があった(Q8)。

4) 日本生協連において食品の表示に関するお問い合わせは(読み方に関する質問)年間400件程度受け付けており、その中で期限表示に関するものが6割を占めている。その期限表示に関する内容としては①どのように読めばいいのかわからない、②期限表示がどこに書いているのか、といった内容となっている。読みやすさに関しては和暦と西暦の問い合わせもかなりある。この部分においても検討の余地があるのではないかと。

参考) 具体的なお問い合わせ例

- ・「賞味期限が 130904 とある。年寄りにはわからないからきちんと 2013 年 9 月 4 日と書いてほしい。平成 13 年かとも思う」
- ・「キャップに 130424 と書いてありますが、どういうことでしょうか？」

参考) 加工食品品質表示基準 第 4 条 (加工食品の表示の方法)

(6) 消費期限又は賞味期限

消費期限又は賞味期限を、次に定めるところにより記載すること。

ア 製造から消費期限又は賞味期限までの期間が 3 月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が 1 桁の場合は、2 桁目は「0」と記載すること。

(7) 平成 12 年 4 月 1 日 (イ) 12. 4. 1 (ウ) 2000. 4. 1 (エ) 00. 4. 1

(18 ページ) 新基準案 (表示レイアウト) の整理 (案)

④表示のレイアウトについて、JAS 法の規定から変更される部分は以下のとおり。

- ・食品添加物以外の原材料と食品添加物は、違いを明確にするために区切り (例「/」「:」等) を記載する。

上のセクションについては、特に「違いを明確にする」の意味・理由について、明確にする必要がある。CODEX STAN 1-1985 では、食品添加物を含めすべての原材料は、仕込み重量順に表示することになっており、添加物とそれ以外の原材料を区別していないのに対して、なぜ違いを明確にするのか。その点が明確にされる必要がある。

仮に区切りを規定するのであれば、区切りの例を、網羅的に示すべきではないか：

スラッシュ (/)、コロン (:)、セミコロン (;)、縦棒 (I)、スペース、段落、文字変化 (字体、ポイント、色、イタリック、下線等)、食品添加物：カラメル色素、乳化剤)、食品添加物 (カラメル色素、乳化剤)、食品添加物欄等。

参考) 弊会では添加物以外の原材料と添加物の間は原則改行することとしている。



名 称 菓子パン
原材料名 小麦粉、糖類(砂糖、ぶどう糖)、パネトーネ種、豚脂、マーガリン、野菜・果実ミックスジュース(にんじん、りんご、オレンジ、うんしゅうみかん、ぶどう、パインアップル、バナナ、レモン、いちご)、鶏卵、ショートニング、植物油、水あめ、野菜ペースト、脱脂粉乳、濃縮りんご果汁、食塩、乳清たん白、粉末卵白、大麦麦芽エキス、パン酵母、セロリエキス、寒天、濃縮レモン果汁、加工でん粉、乳化剤(グリセリン脂肪酸エステル)、増粘剤(ローカストビーンガム、ジェランガム)、香料、着色料(カロチン)、酢酸Na、酸味料(クエン酸)、(原材料の一部に大豆を含む)

(内容量以下省略)

以上